

公益社団法人 日本コンクリート工学会
受託研究委員会規程

令和元年5月22日 制定

令和6年2月29日 改正

(目的)

第1条 この規程は、受託研究制度に則り設置される受託研究委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として受託側委員20名以内及び委託側委員をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

2. 委託側委員は、1つの委託元につき2名以内を原則とする。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長1名、幹事数名を置く。また、必要に応じ、副委員長1名を置く。

2. 委員長は、委託元の意見を参考に会長が指名する。

3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(設置期間、任期)

第4条 委員会の設置期間は、委託元との受託研究契約書に定める受託期間と同一とするものとし、2年以内を原則とする。

2. 委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は就任から委員会設置期間終了までとする。

3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、民間企業をはじめ外部団体からの委託を受けて、コンクリート工学上有意義であり、社会へ貢献できる研究課題に関する調査研究業務を行う。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。
2. この規程の改正は、令和6年2月29日から施行する。